

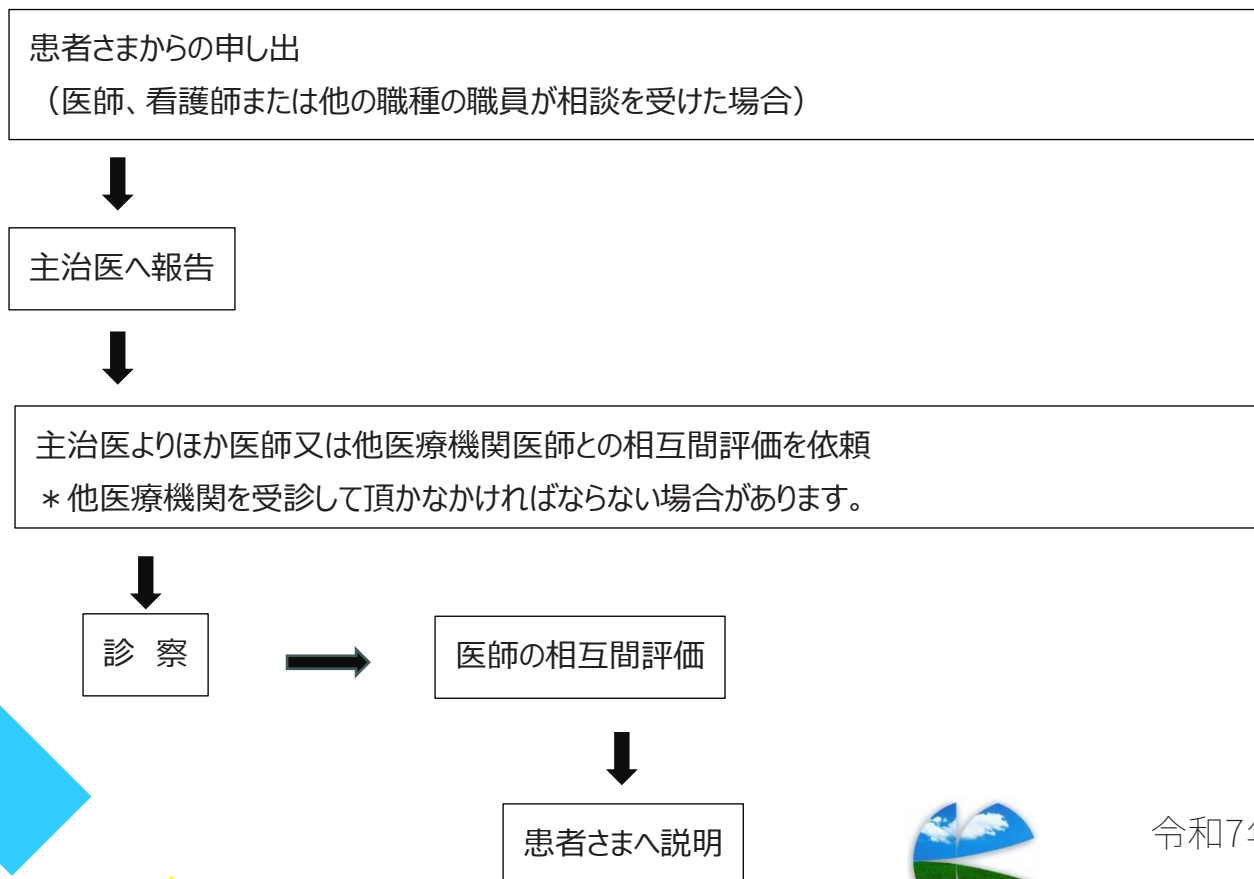
Information

お知らせ

セカンドオピニオンを希望される患者さまへ

患者さまは自己に対する医療行為に対し、必要と考える場合は、いつでも同一医療機関の別の医療従事者、あるいは他の医療機関の医療従事者からの意見を求めることができます。

【手順】



令和7年6月
倉光病院 理事長